

第5 防災対策

1 震災対策

東日本大震災前においては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価に基づき、発生の切迫度が高いとされていた宮城県沖地震に備えて、県をあげて震災対策を推進してきた。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、津波により甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となり、津波避難のあり方など様々な課題が明らかになった。

そこで、震災からの復興を推進するとともに来るべき次の大規模震災に備えるため、従来の対策に加えて、今回の震災の教訓等を踏まえ、各種計画及びマニュアル等の見直しや防災意識のさらなる普及啓発等の取組を進めている。

(1) 震災対策推進条例

県民総ぐるみによる震災対策を推進する気運を高めるため、平成20年10月23日に制定した震災対策推進条例（平成21年4月1日施行）について、東日本大震災の教訓等を踏まえ改正を行った（平成26年4月1日施行）。

(2) 行動計画（アクションプラン）

発生が危惧されていた宮城県沖地震への備えは県民の安全・安心の確保の点から県政の重要課題であり、震災対策を推進していく必要があることから、「震災対策推進条例」に掲げる基本理念を具体化した「みやぎ震災対策アクションプラン」（平成21年度～24年度）を策定し、震災対策事業の着実な推進を図ってきたが、東日本大震災後は、沿岸部の「まちづくり」が復興途中のため、減災目標が設定できないなどの理由から、令和2年度までは「宮城県震災復興計画」を、令和3年度からは「新・宮城の将来ビジョン」を同条例に基づく計画とみなし推進を図っている。

(3) 地震被害想定調査

宮城県では、昭和53年の宮城県沖地震を契機とし、平成12年発表の「宮城県沖地震の長期評価」を踏まえて、地形情報や地質情報などの地盤条件等をもとに想定地震に対する地震動、津波を予測し、その結果から人的被害、建物被害などを算出する地震被害想定調査を実施しており、この調査結果をもとにハード、ソフトの各種施策を行い、地震に強い地域づくりを進めてきた。

平成22年度から平成23年度までの2カ年計画で、第四次地震被害想定調査に着手したが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、調査の基礎となる対象（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）が毀損してしまったことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなり、中間報告をもって同調査は完了とした。

なお、第五次地震被害想定調査については令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。

(4) 緊急地震速報の整備

緊急地震速報については、平成19年10月から一般への提供が開始されているが、県では、仙台管区气象台と連携して、広く県民に周知するとともに、平成20年度に県庁行政庁舎に1台、平成21年度に県議会庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼、南三陸各合同庁舎、図書館、美術館、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターに各1台（計15台）導入し、来庁者等の安全の確保を図った。

なお、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターは、平成23年4月1日から地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行した。

(5) 出前講座の実施

今後発生が予想される大規模な地震に備えるため、地域や企業等からの申込みに基づき、職員を講師として派遣する出前講座を実施している。

(6) 宮城県津波対策ガイドライン

「宮城県津波対策ガイドライン」は、大地震等による津波に対応するため、過去の津波被害を踏まえ、沿岸市町や防災関係機関等を構成員とする「宮城県津波対策連絡協議会」（平成 14 年 10 月設置）において、沿岸市町等の「津波避難計画策定指針」として、平成 15 年 12 月に策定した。

その後、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、県民の命を守ることを第一に、津波襲来時に住民等の円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等について整理し、平成 26 年 1 月に大幅な改定を行った。

また、平成 28 年 11 月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応の課題、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や「水害ハザードマップ作成の手引き」等の策定等を踏まえ、平成 29 年 10 月に改定を行った。

さらに、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和 3 年 6 月に改定し、その後、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和 4 年 5 月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて、令和 4 年 8 月に改定を行った。

(7) 宮城県防災指導員養成講習の実施

震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施した。本講習では、防災に関する知識及び技能等の修得を通じて地域や事業所等における防災リーダーを養成しており、令和 4 年度においては地域防災コースを 18 回、企業防災コースを 1 回の計 19 回開催した。また、既に宮城県防災指導員に認定されている住民に対して実施するフォローアップ講習の地域防災コースを 11 回、企業防災コースを 1 回の計 12 回開催した。

2 林野火災対策用資機材の整備

林野火災は、その特殊性により高度な防ぎょ戦術が求められ、また、資源保護の観点や火災発生時の県民に与える社会的影響は非常に大きなものがあります、また近年の自然志向の高まりにより、登山、トレッキング、ハイキングがブームとなっているほか、キャンプ等の森林レジャーの定着とも相まって、山や森林に入る者が増加しており、林野火災の発生危険も高まっている。

宮城県では、昭和 58 年 4 月に発生した 2 市 3 町にまたがり発生した大規模林野火災の教訓も踏まえ、空中消火用資機材の備蓄数量を増強する等、林野火災対策用資機材の整備を図っている。

また、初期消火活動の充実と迅速化を図るため、平成 10 年 2 月から陸上自衛隊に林野火災用消火バケツ 6 基（東北方面航空隊 4 基・第 6 飛行隊 2 基）を預託している。

3 石油コンビナート等防災資機材の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る防災体制強化のため、宮城県防災資機材センター等における資機材等の備蓄状況は表6のとおりである。

また、資機材の性能推進を図るため必要に応じて検査を実施している。

表6 資機材等の備蓄状況（令和4年4月1日現在）

配置場所 資機材名	宮城県防災 資機材センター	塩釜地区 消防事務組合	石巻地区広域 行政事務組合	気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合
オイルフェンス	2, 300メートル			140メートル
水成膜消火剤	54, 000リットル			
油処理剤	13, 140リットル			
油吸着材	3, 660キログラム	770キログラム	240キログラム	306キログラム

4 石油コンビナート等防災計画の修正

石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、県内の「石油コンビナート等特別防災区域」である「仙台地区」と「塩釜地区」における災害の発生及び拡大防止措置を実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「宮城県石油コンビナート等防災計画」を作成し、必要な修正を行っている。

5 石油コンビナート等防災訓練

宮城県沖地震及び東日本大震災による災害の教訓を踏まえ、さらに宮城県沖地震の再来が高い確率で予想されている今日、宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関と特定事業所の緊密な連携によって防災訓練を行い、災害応急対策のための実践的技術の向上と一体的防災活動体制の確立を図り、併せて事業所従業員及び周辺住民の防災意識の高揚を図る目的で訓練を実施している。令和4年度は、仙台地区石油コンビナート等特別防災区域において、震度6弱の地震により区域内の危険物施設等が被害を受けたとの災害想定で、大容量泡放射システムの出動を要請するなど陸上及び海上にて各種訓練を実施した。

6 林野火災防ぎょ訓練

林野火災の特殊性及び資源保護の重要性を考慮し、防災関係機関が共同で訓練を実施することにより、関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、防ぎょ技術の向上と防災思想の普及を図ることを目的に、例年、輪番により各市町と連携し林野火災防ぎょ訓練を開催している。

令和4年度は気仙沼市と共催により下記のとおり実施した。

(1) 日 時

令和4年5月15日（日）午前9時45分から正午まで（訓練火災発生は午前10時）

(2) 場 所

気仙沼市民の森（気仙沼市渡戸地内）

(3) 当該訓練の概要（特色）

当該訓練は、林野火災発生時における防災活動の円滑化に資するため、地域の特性を考慮した実践的なものとし、関係機関相互の連携及び消防職・団員の火災防ぎょ技術の向上を目指すことを目的に実施するものであり、大規模な林野火災を想定した、発災市町村、近隣市町村からの消防応援要請をするとともに、消防機関のほか、陸上自衛隊・警察その他防災関係機関のほか被災市町村の協力団体・機関を交え連携した活動を展開し訓練を実施する。

(4) 主な訓練種目

(1)集結訓練、(2)通報・初期消火訓練、(3)災害映像伝送訓練、(4)情報収集伝達・上空偵察・広報訓練、(5)火災防ぎょ訓練、(6)傷病者搬送訓練、(7)緊急輸送訓練、(8)地上偵察訓練、(9)緊急水利確保訓練、(10)空中消火訓練、(11)延焼阻止・防火線設定訓練、(12)飛び火警戒訓練、(13)遠距離送水訓練、(14)残火処理・残火確認訓練、(15)炊き出し訓練、(16)交通規制訓練

7 みやぎ県民防災の日（6・12）総合防災訓練

（1）目的

昭和53年6月12日発生「宮城県沖地震」、平成23年3月11日発生「東日本大震災」等の災害経験を基に、今後も起こり得る大規模地震・津波等に備えるため、毎年、震災対策推進条例に定める「みやぎ県民防災の日」（6月12日）に合わせ、宮城県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、県、市町村、防災関係機関等が一体となって住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各種災害対応訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（2）日時

令和4年6月10日（金）

（3）場所

宮城県行政庁舎、各地方振興事務所（地域事務所）、防災関係機関執務室等

（4）訓練方法

ロールプレイング方式による図上訓練（シナリオ提示型）

（5）訓練想定

令和4年6月10日午前9時に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、栗原市で震度7、その他県内の広い範囲で震度5強～6強を観測した。その直後に大津波警報が発表され、地震による土砂崩れ・津波等により多数の死者・負傷者・行方不明者が発生した。

また、地震・津波により道路寸断、停電、通信途絶、断水、孤立地域が発生した。

（6）参加機関

各消防本部（局）、陸上自衛隊（東北方面総監部、東北方面航空隊、第6師団司令部、第6飛行隊、第22即応機動連隊、第2施設団）、海上自衛隊（横須賀地方総監部）、航空自衛隊（第4航空団、松島救難隊）、東北防衛局、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東北運輸局、東北総合通信局、国土地理院東北地方測量部、県警本部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、NTT 東日本（株）宮城事業部、宮城県倉庫協会、宮城県トラック協会、認定NPO 法人ジャパン・プラットフォーム、（株）NTT ドコモ東北支社、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、みやぎ生活協同組合、イオン東北（株）仙台事務所、宮城県石油商業協同組合、東日本高速道路（株）東北支社、日本赤十字社宮城支部、石巻赤十字病院

8 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information

（1） 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の概要

ア 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の役割

- ・ 初動体制を迅速に確立させ、災害による被害を最小限に抑えます。
- ・ 県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報を共有、応急対策を実施する等、相互応援に役立っています。
- ・ 大規模災害時には、膨大な量の情報を整理、様々な情報を一元的に管理し、災害対策の判断に大きな役割を果たします。
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、災害・被害情報のほか、避難情報や避難所開設状況、支援情報、自治体からのお知らせ等について、公共メディアを通じ県内住民に提供します。

イ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の特徴

- ・ 観測された震度情報をもとに、県内各地のリアルタイム被害予測を行うことができます。災害発生直後の情報空白期において、初動体制を確立することができます。
- ・ GIS（地理情報システム）を利用し、被害地点情報、被害状況、被害現場の画像等を一元的に管理できます。避難所情報や危険箇所情報等を併せて地図上に表示、情報の視覚化を図ることができます。
- ・ 『みやぎハイパーウェブ』を利用して、各種気象・地象情報や防災情報を、県、市町村、消防本部等で共有ができ、広範囲に渡る災害、多数の負傷者が発生した場合等には、関係機関が情報を共通、広域応援が可能です。
- ・ 携帯メールを使った職員招集等、モバイル技術を活用したシステムです。
- ・ 気象庁から発表される注意報・警報をいち早く市町村・消防本部に通知します。

ウ 機器構成

- ・ サーバ 22 台、クラウドシステム 一式
- ・ 端末（クライアント） 汎用PC（各部局、地方振興事務所・地域事務所、市町村、消防本部（局）等）

エ 連携している情報システム

- ・ 気象庁地域気象資料伝送網（L-ADESS）
- ・ 気象庁防災情報提供装置
- ・ 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）
- ・ 宮城県震度情報ネットワークシステム
- ・ 宮城県地域衛星通信ネットワーク

- ・ 宮城県道路 GIS システム
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）

（２） M I D O R I の機能

ア 気象情報の収集

仙台管区気象台の地域気象観測システムから配信される、各種予警報及びアメダス情報を自動収集

イ 地震情報の収集

県内に設置した震度計から地震情報を自動的に収集する機能（宮城県震度情報ネットワークシステムとの連携）

ウ 河川情報の収集

宮城県河川流域情報システム（M I R A I）から各観測局の雨量及び河川水位、水防警報等の収集機能

エ 気象予警報通報

気象予警報を自動的に県地方支部（地方振興事務所・地域事務所）・市町村や消防本部等防災関係機関へ配信する機能

オ クラウド及びオンプレシステムとの連携による情報収集・配信

クラウドサーバとのインターネット接続により、関係機関はシステム画面上で各種情報を確認できるとともに、本部設置、避難・避難所情報、被害情報等の入力報告が可能
また、オンプレシステムでは各機関は設置の専用端末からイントラネット経由によりヘリ映像、河川情報の閲覧、過去災害履歴の検索が可能

カ 映像処理配信

98インチスクリーンをはじめとした各種スクリーンにより、防災機関が所有するヘリコプターテレビからの災害関係映像情報を表示するほか、庁内各課室に映像を配信する機能

キ 他情報システムとの連携

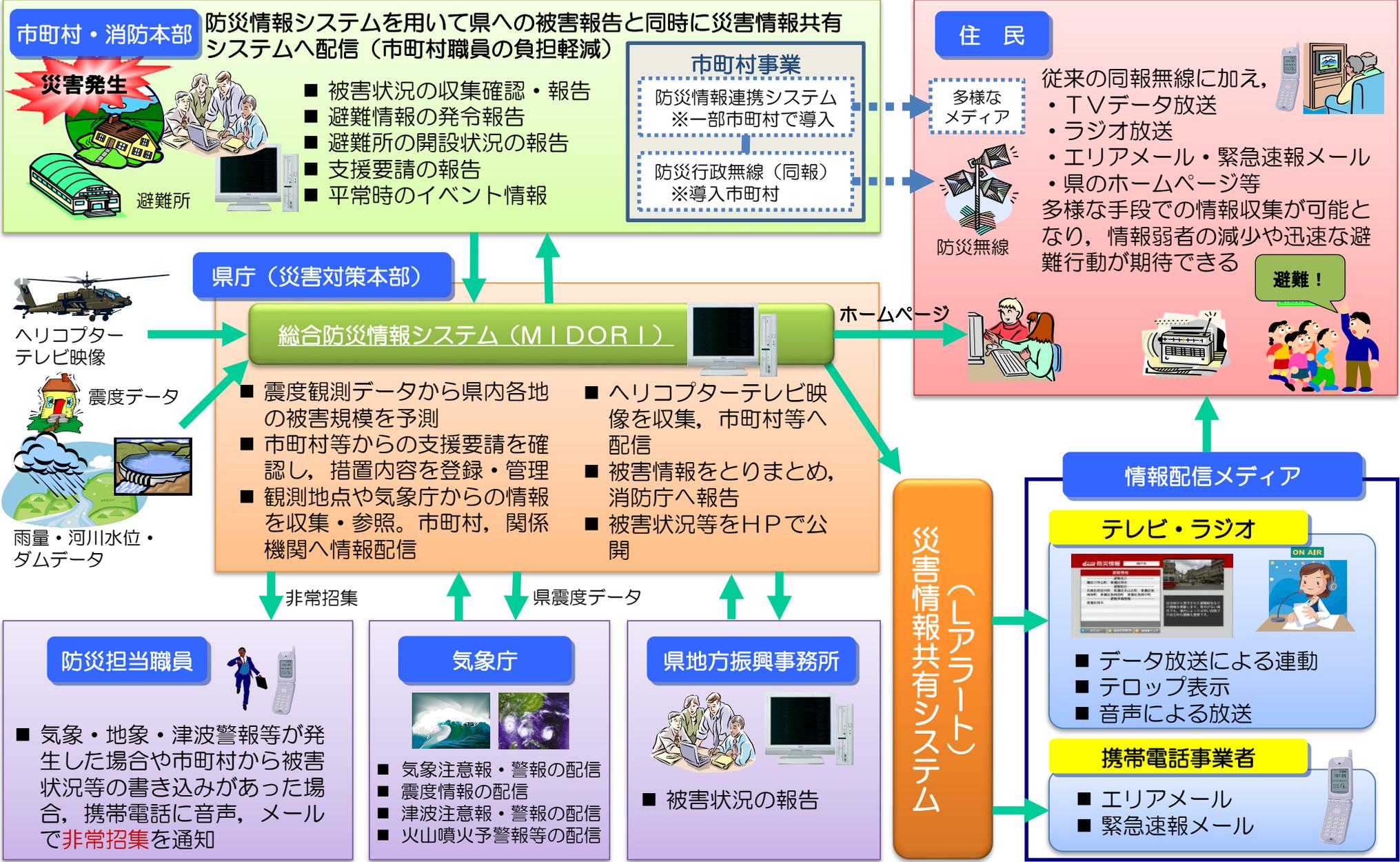
収集した観測情報を、気象庁、仙台管区気象台、県河川流域情報システム（M I R A I）、災害情報共有システム（Lアラート）等との連携により、相互の情報交換が可能

ク 一般向け防災情報ポータルサイト

一般向けに、気象情報、避難情報、避難所情報、お知らせ・緊急情報、ハザードマップ情報、河川水位・雨量等、総合防災情報システムで保有する各種情報を掲載する、一般向けポータルサイトを公開

宮城県総合防災情報システム (MIDORI) の業務概要

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information



9 防災ヘリコプター「みやぎ」

(1) 導入の目的

社会経済情勢の変化に伴い、複雑多様化する各種災害に際し、消防防災体制の充実強化を図り、消防防災活動の一層の迅速化、広域化を推進する必要がある。このため、県では防災ヘリコプターを導入し、その機動性を活用した災害時の早期の被害状況把握、救急患者の搬送や人命の救助、空中消火など広域的な航空消防防災活動を積極的に展開している。

(2) 用途

防災ヘリコプターは、高速飛行、空中停止、垂直離着陸などヘリコプターの有する機動性を有効に活用した次の業務を行っている。

- (1) 災害応急対策活動（被害情報の収集、住民への情報伝達、緊急物資等の搬送）
- (2) 救急活動（交通遠隔地からの傷病者搬送、医師等の搬送、転院搬送）
- (3) 救助活動（山岳遭難事故等における搜索、救助）
- (4) 火災防ぎょ活動（大規模火災における情報収集、資機材等輸送、空中消火）
- (5) 広域航空消防防災応援活動（大規模地震災害等における東北各県等との相互応援）
- (6) 一般行政活動（県政広報、撮影、調査）

(3) 運航体制

空中からの救助、消火活動や救急活動などの消防防災業務を円滑に遂行するため、平成4年4月に防災ヘリコプター管理事務所を設置し、各消防本部から救急・救助の経験を有する職員の派遣を受けて防災航空隊（隊員9名）を組織している。また、防災ヘリコプターの運航は民間会社（東北エアサービス株式会社）に委託している。平成13年4月1日からは、県と仙台市による隔日交替の24時間運航体制により、夜間時における救急活動や災害時における上空調査等の体制を実施していた。

東日本大震災で発生した津波により宮城県防災ヘリコプター管理事務所を含む仙台市消防ヘリポートが被災したことから24時間運航体制は実施していなかったが、平成25年8月からは、宮城県防災航空隊及び仙台市消防航空隊ともに仙台空港周辺の民間敷地内に仮設事務所を設置し、24時間運航体制を確保した。

平成30年3月には、仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15）に防災ヘリコプター管理事務所を再建し、隣接して設置された仙台市消防航空隊庁舎とともに、同年4月から恒久的施設での防災ヘリコプターの運航を開始した。

(4) 防災ヘリコプターの機種及び装備品

防災ヘリコプターの機種は安全性、運航実績、経済性等から川崎式BK117B-1型（川崎重工業株式会社製）に決定し、平成4年4月から本格運航を開始した。その後、1,200時間点検時に改修を行い、川崎式BK117B-2型とした。平成20年3月には、機体の老朽化等のため、機体性能の向上した川崎式BK117C-2型に更新を図った。

しかし、東日本大震災で発生した津波により、防災ヘリコプターが被災したため、東日本大震災関係の消防・防災活動については、平成23年3月11日から8月6日まで設置された災害対策本部事務局ヘリコプター運用調整班において、他機関と連携を図りながら活動を行った。

平成24年度については、民間から借りた代替機で消防・防災活動を行っていたが、平成25年6月に消防庁からの無償貸与機体（AS365N3+）が納入され、より安全に活動ができるよう防災航空隊員・操縦士の習熟訓練を十分に行い、平成25年8月から本格的に緊急運航を再開した。主な装備品は救急搬送資機材、救助用降下装置、救助用吊り上げ装置、機外貨物吊り下げ装置、広報装置等となっており、また同年にヘリサットシステムも導入され、調査等においての映像配信が可能となった。

(5) ヘリポート等の整備

運航基地（メインヘリポート）については、仙台市消防ヘリポート（平成13年2月1日供用開始，仙台市若林区荒浜字今切29-2）を活動拠点としてきたが，上記のとおり被災したため，運航管理業務を委託している東北エアサービス株式会社敷地内に仮設事務所を設置し活動していた。

平成30年3月に，仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15番）での再建が完了し，同年4月から，新たな運行基地において，仙台市消防航空隊とともに活動を開始している。

県内の飛行場外離着陸場等は，東日本大震災関連で現在使用不能となっている箇所を除いて，現在は205箇所が選定されている（令和4年1月現在）。

県庁屋上ヘリポートは，平成5年2月から供用開始しているが宮城県防災航空隊及び仙台市消防航空隊の現有機体では面積及び耐荷重の面で使用できない状況である。

(6) 他消防防災機関との連携応援体制

消防防災ヘリコプターが全国的に普及し，救急医療体制との連携や広域航空応援体制の確立など総合的な消防防災体制のネットワークの形成が進められている。本県においても，協定の締結等により他消防防災機関との連携応援体制の充実を図っている。

表8 令和4年宮城県防災ヘリコプター運航状況

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	総計
災害出動	災害応急 対策活動	件数			1 (1)				1					2 (1)	41 件 (3) 27:22 (1:10)
		時間			3:02 (0:55)				1:00					4:02 (0:55)	
	救急活動	件数			1	2 (1)	3	3	2					11 (1)	
		時間			0:20	0:53 (0:12)	1:16	0:59	0:33					4:01 (0:12)	
	救助活動	件数			2	2	3	4	3 (1)					14 (1)	
		時間			0:57	1:37	2:16	3:02	2:24 0:03					10:16 (0:03)	
	火災防ぎよ 活動	件数			4	2	3							9 (0)	
		時間			2:02	0:37	3:53							6:32 (0:00)	
	広域航空消防 防災応援活動	件数				3			2					5 (0)	
		時間				1:14			1:17					2:31 (0:00)	
小計	件数	0 (0)	0 (0)	8 (1)	9 (1)	9 (0)	7 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	41 (3)	
	時間	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	6:21 (0:55)	4:21 (0:12)	7:25 (0:00)	4:01 (0:00)	5:14 (0:03)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	27:22 (1:10)	
災害予防活動	広報活動	件数												0	14 件 13:41
		時間												0:00	
	調査	件数		2	1	2	1		8					14	
		時間		1:11	1:25	1:15	0:50		9:00					13:41	
小計	件数	0	2	1	2	1	0	8	0	0	0	0	0	14	
	時間	0:00	1:11	1:25	1:15	0:50	0:00	9:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	13:41	
消防訓練活動	乗組員訓練	件数		6	15	18 (3)	10	16	11	1				77 (3)	88 件 (3) 114:51 (0:52)
		時間		9:02	23:25	21:10 (0:52)	12:46	20:32	14:23	1:17				102:35 (0:52)	
	県関係 防災訓練	件数				1	2	1						4 (0)	
		時間				1:58	2:16	2:00						6:14 (0:00)	
	市町村消防 防災訓練	件数						3						3 (0)	
		時間						2:02						2:02 (0:00)	
	広域協定等 に伴う訓練	件数						1				(0)		1 (0)	
		時間						1:00				(0:00)		1:00 (0:00)	
その他 の訓練等	件数					1	1	1					3 (0)		
	時間					1:00	1:00	1:00					3:00 (0:00)		
小計	件数	0 (0)	6 (0)	15 (0)	19 (3)	13 (0)	22 (0)	12 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (3)	
	時間	0:00 (0:00)	9:02 (0:00)	23:25 (0:00)	23:08 (0:52)	16:02 (0:00)	26:34 (0:00)	15:23 (0:00)	1:17 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	114:51 (0:52)	
一般行政活動	件数													0	0 件
	時間													0:00	0:00
整備	件数	5	4	1	1		1							12	12 件
	時間	2:30	5:03	0:25	0:19		0:25							8:42	8:42
その他	件数		1						1					2	2 件
	時間		0:20						0:25					0:45	0:45
合計	件数	5 (0)	13 (0)	25 (1)	31 (4)	23 (0)	30 (0)	28 (1)	2 (0)	(0)	(0)	(0)	0 (0)	157 (6)	157 件 (6)
	時間	2:30 (0:00)	15:36 (0:00)	31:36 (0:55)	29:03 (1:04)	24:17 (0:00)	31:00 (0:00)	29:37 (0:03)	1:42 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	165:21 (2:02)	165:21 (2:02)
運航休止日数	日数	31	20	1	2	4	3		30	30	31	30	31	213	

※ () 夜間運航

10 宮城県防災行政無線

地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を本庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、併せて、従来の地上系防災行政無線の機能の拡充・強化を行い、平成13年4月から衛星系と地上系の2系統で運用している。

○ 衛星系

(一財)自治体衛星通信機構(lascom)の地域衛星通信ネットワークを利用し、構築している。東経162度の赤道上空約3万6千kmの静止衛星「スーパーバードB3号機」を介して、電話、FAX、映像等の情報伝達を行う。

静止衛星のため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易であるため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られている。

*衛星系地球局 計71局

- ・ 県庁局 1局
- ・ 合同庁舎局 7局 (大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)
- ・ 市町村局 34局 (仙台市を除く市町村)
- ・ 消防本部局 10局 (仙台市消防局を除く。別途仙台市で管理している)
- ・ 県出先事務所局 3局 (平成30年4月1日から防災ヘリコプター管理事務所追加)
- ・ 防災関係機関局 4局
- ・ 可搬局 11局
- ・ ヘリサット局 1局

○ 地上系

多重無線、単一无線、及び移動無線により通信網を構築している。

多重無線回線において、電話回線及びFAX一斉回線については、県内各地に点在する無線中継所により通信路を海側ルート・山側ルートの2ルートを構築しており、一方の回線に障害があっても無線による通信には支障がないように冗長構成としている。

*地上系固定局 計92局

- ・ 県庁局 1局
- ・ 中継局 17局
- ・ 合同庁舎局 7局 (大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)
- ・ 市町村局 35局 (県内全市町村)
- ・ 消防本部局 11局
- ・ 県出先事務所局 10局
- ・ 防災関係機関局 8局

*移動無線 計11局

- ・ 陸上移動局 (携帯型) 11局

1.1 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設され、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されたもので、通常それぞれの消防本部の管内で活動を行っている消防部隊から大規模災害時に臨時に編成し、国内における大規模災害又は特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求め又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により、都道府県単位で構成される消防応援部隊である。

東日本大震災においては、法制化以降初の消防庁長官の指示により、宮城県沿岸部をはじめ岩手県及び福島県等において、延べ31、166隊109、919人が出動し、88日間にわたり、消火、救急、救助等の活動を展開した。また、令和元年東日本台風においては、宮城県、福島県、長野県への消防庁長官指示の求め又は指示を受け14都道府県延べ809隊2、978人が出動し、6日間にわたり、救助、行方不明者の捜索、情報収集活動を展開した。

(1) 編成

全国での緊急消防援助隊の規模は令和4年4月現在で、登録本部数は723消防本部で隊数は6、925隊であり、構成隊は、指揮支援部隊として、統括指揮支援隊及び指揮支援隊並びに航空指揮支援隊、都道府県大隊として、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害(毒劇物等、大規模危険物火災等、密閉空間火災等)中隊、特殊装備中隊(遠距離送水、消防活動二輪、震災対応、水難救助、その他)、統合機動部隊、そのほか航空部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊から構成されている。

(2) 緊急消防援助隊宮城県大隊の登録

宮城県大隊の登録隊は下表のとおりとなっている。(令和4年4月1日現在)

緊急消防援助隊宮城県の登録隊

令和4年4月1日現在

消防本部名	統括指揮支援隊	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統括機動部隊	NBC指災害即応隊	土砂・風水害機動支援隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				航空小隊	航空後方支援小隊	合計			
													毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災対応小隊	密閉空間火災対応小隊	送水距離小隊	特殊車両対小隊	震災救助小隊	水難救助小隊	その他特殊装備小隊			小隊数	重複除く		
仙台	1	2	1	1	1(1)	1(1)	1(1)	13	3	7	6	1	4(2)	3	1	2	1	1	2	2	2	1(1)	55	49		
塩釜ブロック	塩釜地区消防本部			1			1(1)	3	1	1	1													9	8	
	石巻地区広域行政事務組合消防本部							7	2	3	1														13	13
	黒川地域行政事務組合消防本部							3		1	1														5	5
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	1(1)	13	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	26
大崎ブロック	大崎地域広域行政事務組合消防本部			1				5	1	3	1											2			13	13
	栗原市消防本部							3	1	1	1														6	6
	登米市消防本部							3		2	1														6	6
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部							4	1	2	1											1			9	9
ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	15	3	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	34	34	
仙南ブロック	仙南地域広域行政事務組合消防本部			1				6	1	2	2											1			13	13
	名取市消防本部							3		1	1														5	5
	あぶくま消防本部							2		2	2														6	6
ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	11	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24	24	
宮城県			1																		1	2(1)		4	3	
宮城県合計	1	2	2	4	1(1)	1(1)	2(2)	52	10	25	18	1	4(2)	3	1	2	1	1	7	3	2(1)	144	136			

※ () 内数字は重複する小隊数

(3) 宮城県大隊の出動

① 平成 28 年台風第 10 号の被害により岩手県知事から緊急消防援助隊の応援要請が行われ、消防庁長官からの出動の求めにより本県大隊の陸上隊が岩手県（岩泉町）に初めて出動した。51 隊 193 名が出動し、8 月 31 日から 9 月 9 日まで 10 日間で延べ 575 隊 2、169 名（重複隊含む）が活動した。主な活動内容は、河川の氾濫により流されてきた流木等を排除しながらの要救助者捜索やヘリコプターによる孤立者の救出・救急搬送等を行った。

② 平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分頃の北海道胆振地方中東部を震源とする地震（マグニチュード 6.7（暫定値）、最大震度 7：厚真町）により、北海道胆振地方を中心とした広い範囲で人的、物的被害が発生した。最大震度 7 を記録した厚真町では、山の斜面崩壊が多発し、流出した土砂により多くの建物が全壊、多数の死者を出す大きな被害となった。

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定する迅速出動及び北海道知事からの応援要請（6 日）に基づき、1 道 1 都 10 県から緊急消防援助隊が出動し、主に厚真町にて活動を実施した。

宮城県大隊も上記要請に基づき、9 月 6 日から 9 月 11 日までの 6 日間、陸上隊及び航空部隊延 34 隊 126 名の部隊を派遣し、厚真町での救助・救急活動を実施した。

陸上隊は、自衛隊及び警察等の関係機関と連携し、土砂に埋もれた事故現場で重機等を用いた捜索救助活動を実施するとともに、傷病者の救急搬送等を実施した。

航空隊は、ホイスト等による救助活動、傷病者の救急搬送、ヘリテレ等を用いた情報収集活動を実施した。

(4) 訓練

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成 8 年度から全国を 6 ブロックに区分して毎年実施しており、令和 4 年度、本県が属する北海道・東北ブロックについては、青森県青森市を訓練会場として、2 日間で図上訓練及び実動訓練を実施した。

図上訓練については、青森県庁及び青森地域広域事務組合消防本部を会場として、青森県災害対策本部、消防応援活動調整本部設置運営等、緊急消防援助隊の受援に係る対応訓練を実施し、実動訓練においては、青森市の新中央埠頭を主会場として、北海道・東北ブロックの消防機関等 210 隊、857 名が参加した。